

## 平成 30 年度 事業計画書



### I. 基本方針

地域福祉の推進を理念としている宮代町社会福祉協議会にとって、平成30年度の最も大きな課題は、団塊世代がすべて75歳以上となる2025年問題に向けて、いかに住みよい暮らしを守るかということです。高齢者が暮らしやすい地域は、誰にとっても暮らしやすい地域であり、様々な年代が連携しながら地域作りに関わっていくことは、あらゆる世代に広がっている社会的孤立、ひきこもり、生活困窮、そして子どもの貧困などの諸問題を、決して見逃さない、無きものとしなない地域社会作りへと繋がっていくように思います。

サロン活動や、ボランティア活動等で日頃から社協に関わっていただいている多くの住民の方々のご協力をいただきながら、孤立防止や生活支援等にしっかり取り組んでまいります。

当社協は、宮代町立の福祉作業所を、平成4年から委託や指定管理の形で運営を受託してまいりましたが、平成30年4月から、宮代町からの移管により、宮代町社会福祉協議会が設置する障がい福祉サービス事業所となり、名称も「宮代ひまわりの家」となります。今後も、50名の利用者の日中活動を、保護者との連携をとりながら、しっかり支えて参ります。

### II. 事業計画

#### 1 法人の運営

##### (1) 理事会、評議員会、監査会の開催

◆理事会の開催／理事（15名）により、法人の職務の執行を行います。

◆評議員会の開催／評議員（35名）により、法人の重要な事項について議決を行います。

◆監査会の開催／監事（2名）により、法人の業務執行状況、財産状況の監査を行います。

##### (2) 社協会員募集

社協の会員募集を推進するため、会員規程第7条に基づき行政区の区長並びに自治会長を福祉委員に委嘱します。また、各班長には福祉協力員を依頼して会員募集及び会費徴収の推進を図ります。なお、会費徴収に際しては、その目的や会費がどのような福祉事業に使用され、還元されているか、社協の存在意義も含めて、理解をいただくよう努めます。

##### (3) 組織体制の見直し・強化

社会保険労務士等の専門職の助言を入れて、コンプライアンス（法令遵守）研修の実施や各種規程等の見直し、ジョブローテーション（定期的な職務の異動）の実施等を行い、職員の意識を高めるとともに、組織運営の体制強化を図ります。

##### (4) 職員の資質向上

事務局、居宅介護支援事業所、ヘルパーステーション、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所と、社協のどの部署の職員も、高齢者や障がい者、生活困窮者等の支援の福祉専門職であることを自覚し、専門性や課題解決能力の向上を図るために、多方面でのスキルアップ研修を積極的に実施するとともに、法人職員全体を対象とした職員研修を年2回

## (2) 障がい者福祉事業

### ◆精神障がい者社会適応訓練事業

精神障がい者が、公設宮代福祉医療センター内のぶどうの樹喫茶売店で働くことを通じて、仕事への自信や社会参加の意欲を取り戻すことを目的として訓練事業を実施し、埼玉県や地域活動支援センターと連携を図りながら、障がい者の自立支援を目指します。

### ◆手話講習会

宮代町から業務委託を受けて、聴覚障がい者のコミュニケーション手段のひとつである手話を学び、聴覚障がい及び聴覚障がい者への理解を深め、日常会話に必要な知識の技術を取得することを目的に、前年度の『入門編』のステップアップ講座である『基礎編』を実施します。

### ◆わくわくバスハイクの開催

障がい者及びボランティアを対象に、参加者相互の交流や親睦の場として、日帰りバス旅行を開催します。レクリエーションを通して心身のリフレッシュと社会参加への意欲の向上を図ります。

### ◆町広報、社協宮代等の朗読 CD、点字本の配付

ボランティアセンターの登録団体である「みやしろ音訳ボランティア」「点字サークル宮代」の協力を得て、町広報紙、社協広報紙、議会だより等の CD や点字本を、視聴覚障がい者や町の公共施設へ配布し、障がい者への情報支援を図ります。

また、社協広報紙の拡大版（A3 版）を、宮代町立図書館の協力を得て、閲覧用に図書館へ常備します。

## (3) 児童福祉事業

### ◆社会福祉協力校の指定

児童生徒に福祉への理解と関心を高め、ボランティアや社会連携の心を養うとともに、児童生徒を通して各家庭や地域社会へ啓発を図ることを目的に、町内小・中学校7校及び県立宮代高等学校を社会福祉協力校として指定し、1校当たり5万円を限度として補助を行います。

### ◆福祉教育への支援

「宮代手話の会」「ガイドヘルプ ユーアイ宮代」「点字サークル宮代」「ふれんだむ」「みやしろ団世会」登録ボランティア団体や個人ボランティア、福祉団体の協力を得て、町内の小・中学校に講師を派遣するとともに、福祉機器や福祉用具の貸出を行い、児童生徒への福祉教育を支援します。

### ◆ゆうやけひろば（子ども食堂）

様々な家庭の事情により、十分な食事を摂ることや、家族と食事することが難しい子ども・保護者等に対し、ボランティアや(株)新しい村生産者組合の協力を得て、低価格での食事提供と居場所づくりを目的とした子ども食堂を月2回開催します。

## (4) 在宅福祉サービス事業

### ◆福祉機器の貸出し

在宅で寝たきりの高齢者及び身体障がい者や病気療養中の方などに、日常生活の負担を軽減し、在宅における福祉の増進を図ることを目的に、車いすを始めとした各種福祉機器の貸出しを行います。（ただし、介護保険が優先になります）

## (6) 生活支援体制整備事業

### ◆ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を「生活支援コーディネーター」といいます。宮代町社会福祉協議会では主に、地域に不足しているサービスの創出や、サービスの担い手の養成等が中心になります。また、宮代町役場と連携をして、地域における支え合いの意識を醸成させる役割を担っていきます。

### ◆ 協議体への参加

協議体とは、生活支援・介護予防の基盤整備に向け、NPO、民間企業、ボランティア、行政、民生委員、社会福祉法人など多様な主体が参画し、関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進する役割を担う場です。宮代町社会福祉協議会においては、それらの団体の中でも中心的な役割を行政から期待されています。

### ◆ 認定ヘルパー養成講座

認定ヘルパー養成講座とは、町指定の訪問型サービス A を提供する事業所で働く意志のある町内在住者に対し、生活援助における基本的な知識や技術を習得するための研修を実施するものです。1回あたりの研修期間は三日間（18時間）であり、年2回開催します。

## (7) 貸付事業

### ◆ 宮代町福祉資金の貸付

福祉資金貸付規程に基づき、生活費に困窮している低所得者世帯に対し、民生委員・児童委員の協力の下に、10万円を限度額として、応急的な資金を無利子、保証人なしで貸し付けます。

### ◆ 生活福祉資金の貸付

埼玉県社協が実施主体である貸付事業の受付窓口業務を行います。受付後は、県社協にて貸付審査運営委員会が開かれ、貸付の可否が決定されます。資金の種別は、以下の通りです。

ア) 総合支援資金 イ) 福祉資金 ウ) 教育支援資金 エ) 不動産担保型生活資金

ただし、総合支援資金の申し込みについては、生活困窮者自立支援事業と連携しているため、自立支援事業の申し込みが必須となります。

### ◆ 法外援助

行路者旅費貸付及び支給規程に基づき、収入の途がなく旅費（交通費）に苦慮している方に対して、1人当たり300円を貸付又は支給します。

## (8) ボランティア活動の推進

### ◆ 30年度実施予定のボランティア養成講座

養成講座名	内 容	備 考
音訳ボランティア養成講座	視覚障がい者への情報支援を行なうため、町の広報誌や議会だより、社協広報紙を朗読してCDを作成し、希望者へ配布するための、朗読吹込みボランティアを養成します。	実施時期、講座回数等、調整中

### ◆ 宮代町ふくしボランティアセンターの運営

地域のボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティアの育成及び支援を行い、

◆ 生活困窮者自立支援事業

生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けたきめ細かな支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る事業で、社協は、町と共に相談窓口として、繋ぐ役割を果たしていきます。

3 介護保険法に基づく介護予防支援、居宅介護支援事業の実施

～～～ケアプラン作成事業所

◆ 介護予防支援事業所の経営

要支援状態にある高齢者等について、町地域包括支援センターから委託を受け、要介護状態になることを予防するため心身の状態の維持や改善を考慮し、ケアマネジャーが利用者の特性に合ったケアプランを作成します。

◆ 居宅介護支援事業所の経営

要介護状態にある高齢者等に対し、ケアマネジャーが利用者の要望に添いながら、一人ひとりの心身の状況に合ったケアプランを作成します。利用者が“このまちで安心していつまでも在宅で暮らしていただく”ために、常に質の高いケアマネジメントを実施することに努めます。

4 介護保険法に基づく訪問介護事業の実施・指定第1号訪問事業の実施

～～～ホームヘルパーステーション

◆ 訪問介護事業所の経営

要介護状態にある高齢者等に対し、“その人がその人らしく在宅でいつまでも暮らす”ため、ヘルパーが心身の状況に合わせた身体介護、生活援助を行います。

◆ 指定第1号訪問事業（訪問型サービスA 緩和した基準によるサービス）

専門的な対応を必要としない家事援助（掃除、ゴミだし、洗濯、ベットメイク、衣類の調整、買い物・薬の受け取り等）を、既存のホームヘルパー2級の資格を保有している職員の他、町が指定する研修を受講した方（認定ヘルパー）も、宮代町社会福祉協議会ホームヘルパーステーションにて雇用契約を締結し、専門的な対応を必要としない家事援助を行います。

◆ 指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）

ヘルパー2級以上の資格を持つ職員が、要支援状態にある高齢者等を対象に、要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を支援するために、身体介助や生活援助を行います。

5 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業の実施

～～～ホームヘルパーステーション

◆ 居宅介護事業所の経営

障害者総合支援法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい者を対象に、ヘルパーが在宅で身体介護、家事援助、重度訪問介護等を行い、日常生活を支援します。

6 ホームヘルパー派遣事業の受託

～～～ホームヘルパーステーション

◆ ホームヘルパー派遣事業

障害者総合支援法に該当しない障がい者や子育て中で援助を必要とする世帯に対し、町から委託を受けてヘルパーを派遣し、家事援助を提供します。

就労移行支援	就労を希望し、通常の事業所に雇用される事が可能と見込まれる方	生産活動、職場実習その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、求職活動に関する支援、就職後の利用者に対する職場定着のための支援
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用される事が困難な方	生産活動、職場実習その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための必要な訓練並びに支援

◆利用者に取り組む生産活動及び日中活動の内容

事業別	作業班別	作業の内容	利用者(名)	支援員(名)
生活介護	回収班	町内対象にダンボール等を回収	4	1
	資源班	大口資源回収及び業者への搬入	4	2
	ひまわり班	内職作業及び機能訓練、レクリエーション等の日中活動	14	10
自立訓練 (生活訓練)	自販機班	自販機 16 台への補充や商品管理	3	1
	訓練班	清掃、洗濯、整容等の訓練やグループワーク等の活動	3	1
就労継続 支援B型	洗濯班	六花老健入所者・職員の衣類の洗濯業務の受託	6	1
	さをり班	さをり織り製品の制作・内職作業(ボランティアによる製品化)	6	2
就労移行 支援	清掃班	保健センター、郷土資料館の清掃業務受託。特別清掃業務	5	1
その他	ぶどうの樹	ぶどうの樹進修館店での実習	(5)	
	出店	各種イベントへ出店し、収益の確保と地域への障がい者理解の促進を図る	必要数	必要数
合計(1日の必要職員数)			45	19

◆職員体制

職種	職員数(名)	区分	
		常勤	非常勤
管理者	1	1	
サービス管理責任者	1	1	
医師(嘱託)	1		1
看護職員及び機能訓練指導員	1	1	
生活支援員	28	8	20

相談支援専門員	常勤 1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス等利用計画の作成</li> <li>・モニタリング</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・サービス提供事業所の状況確認、調整</li> <li>・随時、ケースカンファレンス</li> </ul>
---------	----------	---

## 10 公益事業の実施

### ◆福祉の店喫茶「ぶどうの樹」進修館店の経営

障がい福祉サービス事業所利用者の職業訓練の場及び障がい者の地域社会への参加や交流を目的として、喫茶「ぶどうの樹」を進修館2階ロビーで営業します。

### ◆福祉の店「ぶどうの樹」六花店の経営

障がい者に対する就労の場の確保及び地域社会への参加の機会を拡充することを目的として、喫茶と売店を合わせた複合店を公設宮代福祉医療センター六花1階ロビーで営業します。精神障がい者社会適応訓練の場としても活用されています。